

ほくぎんWeb口座振替受付サービスLite 利用規定 (資金回収サービス)

北銀リース株式会社（以下、「当社」という）は、当社がインターネット上で提供するほくぎんWeb口座振替受付サービスLite（第1条1項に示されるサービス）の利用に関して、以下のとおり利用規定（以下、「本規定」という）を定めます。

第1条（サービスの概要）

1 Web口座振替受付サービスLiteとは、当社が株式会社NTTデータ（以下、「NTTデータ」という）の提供するネット口座振替受付GWサービスを利用し、当社が指定する提携銀行との間で委託企業の顧客（以下「預金者」という）が、パソコン又は携帯電話等を介し、インターネット上でNTTデータのウェブサイトに必要な情報を入力し口座振替を申し込む仕組み（以下、「本サービス」という）です。

2 本サービスは、第1項に定める提携銀行及びNTTデータが運営する情報ネットワークシステムを通じて提供します。

当社が委託企業に本サービスを提供する前提として、当社とNTTデータとは予め本サービスにかかる契約を締結しており、提携銀行はNTTデータを通じて当社から依頼された口座振替受付の事務処理を行い、委託企業は当社に対し、処理量に応じた手数料を支払うものとします。

第2条（提携銀行）

1 本サービスの提携銀行については別途書面により委託企業に通知します。委託企業は預金者に対して周知願います。

2 当社は、本サービスの提携銀行について必要に応じて変更できるものとします。当社は、変更の内容を委託企業に変更の2か月前までに通知します。

第3条（業務・事務内容の詳細）

1 NTTデータが提供する機能の具体的な内容、並びに本サービスにおける委託企業及び当社の事務手続きの詳細については、別途書面により委託企業に通知します。

2 当社は、前項の内容を、必要に応じて改定することができます。

第4条（事務処理手数料）

1 委託企業は、本サービスの利用にあたり利用申込書に記載の口座振替登録料を支払います。

2 本サービスの口座振替登録料は、委託企業が利用申込書で指定した手数料引落口座から利用対象月の翌月17日（休日の場合は翌営業日）に自動的に引き落とします。

3 当社は口座引き落としと同時に当該金額を受領したものとし、領収書は発行いたしません。

第5条（再委託）

1 当社は、本サービスの販売を㈱北陸銀行に委託します。

2 前項の目的を達成するため、㈱北陸銀行は次の業務を行います。

- (1) 商品の販売
- (2) 商品の販売代金、利用料の回収
- (3) (1)及び(2)に付随・関連する行為

第6条（解除）

1 委託企業又は当社は、相手方が本規定に違反したとき、相当期間を付して相手方に催告し、当該期間を経過してもなお改善されない場合、本規定に基づく契約（以下、「本契約」という）を解除することができるものとします。

2 委託企業又は当社は、相手方が次の各号の一に該当したとき、相手方に対する催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他これらに類するものの申立てを受け、又は自ら申立てをしたとき

(4) その他、当事者間の信頼関係を著しく損なう等、本サービスの中止を必要とする重大な事由が生じたとき

(5) 委託企業による本サービスの利用が2年以上に渡りなかったとき

3 前各項に基づく解除がなされた場合、当社は、直ちにNTTデータに対し、解除された旨及び解除日を通知し、NTTデータが当社へのサービス提供を応諾している全ての提携銀行に対し、解除された旨及び解除日を通知するものとします。

第7条（利用停止）

当社は、次の各号に定める場合、委託企業の本サービスの利用を停止することができるものとします。

(1) 委託企業に信用上の不安が生じ、かつ、当社が委託企業の信用状態についての質問状に対し委託企業からの合理的な回答がない場合

(2) 委託企業に本サービスを利用する意思がないものと判断できる合理的な理由が存する場合

(3) 委託企業が支払いを怠っている場合

(4) 天災その他の不可抗力により本サービスに使用する通信回線の利用が不可能となった場合

(5) 保守・点検のため本サービスに使用するシステムの計画停止が必要となった場合（ただし、緊急の場合以外、当社は委託企業に事前に通知します。）

(6) その他本サービスの提供を継続し難い合理的な理由が存する場合

第8条（解約）

1 委託企業又は当社は、相手方に對し、2か月前までに申し出ることにより、本サービスを解約することができるものとします。

2 前項の申出がなされた場合、当社は、直ちにNTTデータに対し解約をする旨及び解約予定日を通知し、NTTデータは、当社へのサービス提供を応諾している全ての提携銀行に対し、解約をする旨及び解約予定日を通知するものとします。

第9条（契約外当事者による解除・解約）

1 当社とNTTデータとの間で締結した本サービスにかかる契約が解除又は解約される場合、当社は、直ちに委託企業に対し、解除された旨、解除当事者の提携銀行名、及び解除日、又は、解約がなされた旨、解約当事者の提携銀行名、及び解約予定日を通知するものとします。

2 NTTデータと提携銀行との間で締結した本サービスにかかる契約が解除又は解約され、当社がNTTデータから解除又は解約の通知を受けた場合、当社は、直ちに委託企業に對し解除された旨、解除当事者の提携銀行名、及び解除日、又は解約がなされた旨、解約当事者の提携銀行名、及び解約予定日を通知するものとします。

第10条（通知手段）

当社は委託企業に対し、本サービスの利用にかかる内容等について通知・照会・確認をすることがあります。委託企業は、当社からの通知・確認・案内の手段として、郵便、電話、当社ウェブサイトへの掲示、電子掲示板、電子メール等が利用されることに同意するものとします。

第11条（サービス内容・規定等の変更）

1 当社が受付サイトにおいて掲示、またはその他の方法により定める個別規定は、本規定の一部を構成します。本規定と掲示・個別規定が矛盾抵触する場合には、原則として掲示・個別規定が優先するものとします。

2 本サービスの内容および本規定の内容については、本サービスの利便性向上、または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当社は委託企業に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は委託企業が負担するものとします。

3 本サービスの内容および本規定を変更した場合は、その変更内容を前記第10条の通知方法により周知します。

第12条（損害賠償）

1 委託企業及び当社は、相手方の本規定違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとします。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとします。

2 天災地変、通信回線の不具合等、当社の責に帰すことのできない事由により、委託企業に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（機密保持）

1 委託企業及び当社は、本サービスの履行に関して相手方から提供を受けた技術上又は営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの（以下、「機密情報」という）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、機密情報を第三者（㈱北陸銀行及び提携金融機関を除く）に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本規定違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 前項にかかわらず、委託企業又は当社は、機密情報のうち法令の定めに基づき開示を強制される情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。

3 機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4 委託企業又は当社は、機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。

5 委託企業及び当社は、機密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき委託企業及び当社が負担する機密保持義務と同等の義務を、機密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとします。

6 委託企業及び当社は、相手方から提供を受けた機密情報が、本サービスに関する業務遂行上不要となったときは、当該機密情報を遅滞なく相手方に返還又は相手方の指示に従った処置を行うものとします。

7 機密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとします。

8 本条の規定は、本契約終了後、3年間存続しなければなりません。

第14条（個人情報保護）

1 委託企業及び当社は、個人情報の保護に関する法律（以下、本条において「法」という）に定める個人情報のうち、本サービスに関する業務遂行に際して相手方より取扱いを委託された個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同様）及び本サービスに関する業務遂行のため、委託企業及び当社間で個人データと同様の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう）を講ずることについて、別途合意した個人情報（以下本条において、あわせて「個人情報」という）を第三者に漏洩してはならないとします。

2 委託企業及び当社は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

3 委託企業及び当社は、個人情報について、本契約の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。

4 委託企業及び当社は、相手方から提供を受けた個人情報が、本サービスに関する業務遂行上不要となったときは、当該個人情報を遅滞なく相手方に返還又は相手方の指示に従った処置を行うものとします。

5 本条の規定は、本契約終了後も存続します。

第15条（権利義務の譲渡）

委託企業及び当社は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保に供してはなりません。ただし、第4条に定める事務手数料債権のうち、支払日を超過したものについてはこの限りではありません。

第16条（免責）

1 提携銀行から委託企業に対し提供された本人確認情報について、その情報を利用したことにより委託企業が損害を被ったとしても、当該損害が提携銀行の重過失によるものでない限り、提携銀行は一切の責任を負わないものとします。

2 天災地変、通信回線の不具合等、当社の責に帰すことのできない事由により、委託企業に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第17条（管理画面の提供とIDおよびパスワード）

1 当社は、委託企業に対し、本サービスの利用について必要な範囲でNTTデータのウェブサイトにアクセスするためのIDおよびパスワードを提供します。ただし、パスワードは委託企業が当社に所定の方法で通知することにより変更ができるものとします。委託企業がに提供するIDは、当社が適宜変更できるものとします。

2 IDおよびパスワードの管理および使用は委託企業の責任とし、当社は、委託企業のIDおよびパスワードが第三者に使用されたことによって委託企業が被る損害について委託企業の過失の有無を問わず一切の責任を負いません。なお、委託企業のIDおよびパスワードにより行われた本サービスの利用は、委託企業により行われたものとみなし、委託企業はその利用についての料金その他一切の債務を負うものとします。

3 委託企業は、IDおよびパスワードを第三者に開示してはならないものとします。また、譲渡、貸与、売買等名目の如何を問わず、IDおよびパスワードを第三者に使用させてNTTデータのウェブサイトにアクセスさせてはならないものとします。

4 委託企業は、当社の指示に従い、一定期間毎にパスワードの変更を実施するものとします。なおこのとき委託企業が当社の指示に従わなかった場合、当社は委託企業の事前の承諾を得ることなく、委託企業に付与したIDおよびパスワードの使用を停止できるものとします。

第18条（契約期間）

本契約の有効期間は、本サービス利用申込書に記載されている申込日から1年間とし、契約期間満了日の2か月前までに委託企業または当社から解約の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

第19条（疑義解釈）

本規定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託企業、当社協議のうえ、円満に解決を行うものとします。

第20条（合意管轄）

委託企業及び当社は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第21条（サービス開始日）

当社の委託企業に対する本サービス提供開始日は、利用申込書記載のサービス開始希望日とします。

以上
(2025年12月1日現在)

反社会的勢力の排除に係る規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当社が提供するサービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、委託企業（本規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ）が第2条第1項第1号、第2号、第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条第1項第1号、第2号または第3号AからEの一にでも該当すると当社が判断する場合には、当社は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、口座の解約)

(1) 次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、委託企業との取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合には当社は取引を停止し、または委託企業に通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 委託企業が取引の申込時にした表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 委託企業が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 委託企業が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

(2) 通知により当社が解約を申出る場合、当社よりの解約の通知が届出のあった氏名（名称）、住所あてに到着したときに解約されるものとします。なお、委託企業は、印章、名称、称号、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出をするものとし、届出を怠ったため、当社からなされた通知または送付された書類などが遅着したまでは到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

3. (本規定の取扱)

本規定は、原契約に基づく当社の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定に抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以上